

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命



Dai-ichi Life Group

■13 ページ「2. 申込内容のご確認」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

【例】ご契約のしおりー約款 2分冊

2 ご契約申し込み手続きの際の留意点

ご契約の申し込みから成立までの手続きに際してご留意いただきたいことからは、つぎのとおりです。

1. 申し込み・手続き

- ご契約の前に、「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご確認ください。「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報や契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- 申込内容を十分確認のうえ、契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、契約者が法人の場合は申込書に法人登録印を押印してください。
- 告知^①は健康状態などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確にお答えください。
- 第1回保険料を口座振替によって払い込む場合、保険料は指定された口座から当社の定めの日(振替日といいます)に振り替えられますので、振替日の前日までに口座に保険料をご準備ください。
- 保険料の払込方法が**団体を通じての払い込みの場合など**^②は、申し込み時に第1回保険料をお払い込みいただく必要があります。ご契約の手続きの際、ご確認ください。

2. 申込内容のご確認

- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合には、書面または電磁的な方法で「保険証券」などを発行します。^③
- 「保険証券」には保険契約の保険金額などの申込内容を記載していますので、必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、不明な点がありましたら、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

①告知

「告知義務」をご参照ください。

②団体を通じての払い込みの場合など

- ・団体を通じての払い込み
- ・送金による払い込み
- ・保険料の一括払
- ・保険料の前納をいいます。

③電磁的な方法の場合は、ご契約者専用サイトから「保険証券」などを確認することができます。

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

「約款」の記載をつぎのとおり変更します。

■指定代理請求特約条項について、第29条を新設し、第3条、第13条、第16条、第19条および第21条をつぎのとおり変更します。(波線部分が新設・変更箇所になります。)

変更後	変更前
<p>第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求） （中略）</p> <p>2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。 （中略）</p> <p>(2) つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。 （中略）</p> <p>(ウ) その他主契約の被保険者と同居し<u>もしくは</u>生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者 （中略）</p> <p>第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、<u>指数連動型個人年金保険（無配当）2024</u>、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）</p> <p>この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、<u>指数連動型個人年金保険（無配当）2024</u>、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。 （中略）</p> <p>第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）</p> <p>この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。 （中略）</p> <p>(4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、<u>指数連動型個人年金保険（無配当）2024</u>、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。 （中略）</p>	<p>第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求） （中略）</p> <p>2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。 （中略）</p> <p>(2) つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。 （中略）</p> <p>(ウ) その他主契約の被保険者と同居し<u>または</u>生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者 （中略）</p> <p>第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）</p> <p>この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。 （中略）</p> <p>第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）</p> <p>この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。 （中略）</p> <p>(4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。 （中略）</p>

第19条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

（中略）

(2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

（中略）

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

（中略）

(4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

（中略）

第29条（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則）

主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、主契約の被保険者と保険契約者が同一人であるときは、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める代理請求の対象となる保険金等からつぎのもの（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）を除きます。

(1) 主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）

(2) 保険料払込の免除

(3) 契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

第19条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

（中略）

(2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

（中略）

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

（中略）

(4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

（中略）

（新設）

■団体月払取扱特約条項について、第3条をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

変更後	変更前
<p>第3条（保険料率） （ 中 略 ） 2. つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1項の規定を適用しません。 （ 中 略 ） <u>(12) 指数連動型個人年金保険（無配当）2024</u></p>	<p>第3条（保険料率） （ 中 略 ） 2. つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1項の規定を適用しません。 （ 中 略 ） （ 新 設 ）</p>

■個人年金保険料税制適格特約条項（S60）について、（この特約の趣旨）、第2条および第3条をつぎのとおり変更します。（波線部分が変更箇所になります。）

変更後	変更前
<p>（この特約の趣旨）</p> <p>この特約は、つぎの各号に定める保険契約に付加することにより、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。</p> <p>なお、付加されている家族年金支払特約、一時払年金増額特約、一時払年金増額特約（S62）、年金増額特約または生存保障型年金増額特約以外の特約の保険料は所得税法に定める「個人年金保険料」に該当しません。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p><u>（12）指数連動型個人年金保険（無配当）2024</u></p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p>第2条（税制適格のための特別取扱）</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p><u>4. この特約が付加されている主契約が指数連動型個人年金保険（無配当）2024契約の場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。</u></p> <p><u>（1）当社が支払うべきつぎに定める返還金または保険料前納金の残額があるときは、これを支払うべき日から当社所定の利率による複利計算の利息をつけて当社に積み立て置き、主契約が年金支払開始日まで継続した場合には、年金額の増額のための一時払保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。</u></p> <p><u>（7）主契約の内容の変更が行われた場合に支払うべき返還金</u></p> <p><u>（i）保険料の前納期間が満了した場合に支払うべき保険料前納金の残額</u></p> <p><u>（2）保険契約の内容の変更についてはつぎに定めるところによります。</u></p> <p><u>（7）第1条（特約の締結）第3号および第4号の規定に該当しないこととなる主契約の普通保険約款の規定による契約内容の変更は取り扱いません。</u></p> <p><u>（i）年金受取人の変更は取り扱いません。</u></p> <p>第3条（特約の消滅とみなす場合）</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p>2. 第1項の規定によりこの特約が消滅した場合、第2条（税制適格のための特別取扱）第1項第3号、第2項第6号および第4項第1号の規定により当社に積み立てて置いた返還金または保険料前納金の残額があるときは、それらを保険契約者（死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。この場合、貸付金の元利金があるときは、返還金または保険料前納金の残額をそれらの元利金の返済にあてます。</p>	<p>（この特約の趣旨）</p> <p>この特約は、つぎの各号に定める保険契約に付加することにより、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。</p> <p>なお、付加されている家族年金支払特約、一時払年金増額特約、一時払年金増額特約（S62）、年金増額特約または生存保障型年金増額特約以外の特約の保険料は所得税法に定める「個人年金保険料」に該当しません。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p>第2条（税制適格のための特別取扱）</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>第3条（特約の消滅とみなす場合）</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p>2. 第1項の規定によりこの特約が消滅した場合、第2条（税制適格のための特別取扱）第1項第3号および第2項第6号の規定により当社に積み立てて置いた返還金または保険料前納金の残額があるときは、それらを保険契約者（死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。この場合、貸付金の元利金があるときは、返還金または保険料前納金の残額をそれらの元利金の返済にあてます。</p>

2024年1月版

契企[登] 17842-01